

フォローアップ会議の提言を踏まえたコーポレートガバナンス・コードの一部改訂に係る上場制度の見直しについて

2021年 4月26日

株式会社名古屋証券取引所

I. 趣 旨

上場企業全体のコーポレート・ガバナンスの更なる充実のために必要な施策を提言することを目的とし設置された「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」（以下、「フォローアップ会議」といいます。）において、コーポレートガバナンス・コード（以下、「コード」といいます。）の改訂が提言（*）されたことを踏まえ、所要の上場制度の見直しを行うこととします。

II. 概 要

項 目	内 容	備 考
コードの改訂	<ul style="list-style-type: none">・フォローアップ会議の提言を踏まえ、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の別添「コーポレートガバナンス・コード」について、別紙のとおり改訂するものとします。	<p>※提言では東京証券取引所のプライム市場上場会社向けの項目が追加されておりますが、当該市場は当取引所の市場ではないため今回の改訂ではコードには追加いたしません。ただし、当取引所では、現在、当取引所市場の特性等を踏まえた上場制度の整備を検討しており、整備後の当該項目の取扱いについては、上場制度の整備の内容と併せて公表いたします。</p> <ul style="list-style-type: none">・上場会社は、引き続き、コードの趣旨・精神を尊重してコーポレート・ガバナンスの充実に取り組むよう努めるものとします。・上場内国会社は、コードによってコーポレート・ガバナンスに関する報告書（以下、「CG報告書」といいます。）の内容に変更が生じたときは、準備ができ次第速やかに、遅くとも本年12月末日までに変更後のCG報告書を提出するものとします。

Ⅲ. 実施時期（予定）

2021年6月を目処に実施します。

*参考資料として、フォローアップ会議より提言された「コーポレートガバナンス・コードと投資家と企業の対話ガイドラインの改訂について」（参考1）及び、それを受け金融庁が取りまとめた「投資家と企業の対話ガイドライン（改訂案）」（参考2）を本制度要綱に添付しております。

以 上